

〔平成18年5月15日施行〕

港湾運送事業法の一部改正

最近、東アジアと欧米との間を結ぶコンテナ基幹航路における日本の港への寄港回数が減少するなど、東アジアにおける日本の港の地位は低下しており、その原因の一つとして、免許制の下で事業者間の競争が生まれにくく、船会社、荷主のニーズにあつたサービスが提供されにくくなっている点が内外から指摘されています。

今回の法律改正は、平成12年に先行して規制緩和された主要9港に引き続き、それ以外の地方港（沖縄の対象港は、運天港、那覇港、平良港、石垣港の4港）についても、参入規制や運賃・料金規制を緩和することによって、港湾運送事業の効率化、サービスの向上を図ることを目的とします。

今般の規制緩和を受けて一般港運送事業の許可等に係る権限が沖縄総合事務局長に委任され、本県においても新規参入の許可申請があれば、許可基準に基づき審査をした上で許可することとなります。



1. 改正の背景・目的

最近、東アジアと欧米との間を結ぶコンテナ基幹航路における日本の港への寄港回数が減少するなど、東アジアにおける日本の港の地位は低下しており、その原因の一つとして、免許制の下で事業者間の競争が生まれにくく、船会社、荷主のニーズにあつたサービスが提供されにくくなっている点が内外から指摘されています。

今回の法律改正は、平成12年に先行して規制緩和された主要9港に引き続き、それ以外の地方港（沖縄の対象港は、運天港、那覇港、平良港、石垣港の4港）についても、参入規制や運賃・料金規制を緩和することによって、港湾運送事業の効率化、サービスの向上を図ることを目的とします。

今般の規制緩和を受けて一般港運送事業の許可等に係る権限が沖縄総合事務局長に委任され、本県においても新規参入の許可申請があれば、許可基準に基づき審査をした上で許可することとなります。

2. 改正概要

1・一般港湾運送事業者等の事業参入規制、運賃・料金規制の見直し

(1) 特定港湾の廃止

特定港湾を廃止し、全ての港湾において一般港湾運送事業者等の規制緩和を実施します。

(2) 事業参入規制の見直し

すべての港湾（従前は主要9港（注）のみ）において一般港湾運送事業等に係る需給調整規制を廃止し、免許制を許可制に改めます。

(3) 運賃・料金規制の見直し

すべての港湾（従前は主要9港（注）のみ）において港湾運送事業等に係る運賃・料金規制に改めます。

3・その他

(1) 港湾運送の引受義務の廃止

港湾運送事業者に課せられた港湾運送の引受義務を廃止します。

(2) 事業改善命令

事業改善命令について、公共の利益を阻害している場合等もその対象として、国土交通大臣が事業の運営を改善するために必要な措置をとるべきことを命令します。

2. 検数事業等の規制緩和

(1) 事業参入規制の見直し
需給調整規制を廃止し、事業参入を免許制から許可制へ改めます。

沖縄総合事務局では、平成18年3月20日に関係事業者等を対象に改正港湾運送事業法の説明会を開催しました



(注) 主要9港：
京浜港（東京港、横浜港、川崎港）、
千葉港、清水港、名古屋港、四日市港、
大阪港、神戸港、関門港（下関港、
北九州港）、博多港



港湾運送事業法の一部改正関係

「規制改革・民間開放推進3か年計画」に基づき、

(平成16年3月19日閣議決定)

「特定港湾以外の港湾における港湾運送事業の規制緩和」
を、事業者間の競争を促進し、事業の効率化や
多様なサービスの提供を図る観点から実施する。

特定港湾(主要9港)に限って港湾運送事業について規制緩和を先行実施
(平成12年11月)

主要9港

千葉・京浜・清水・名古屋・四日市・大阪・神戸・関門・博多

港湾運送事業の規制緩和を全国の港湾(計93港)に拡大

事業参入
免許制 許可制
(需給調整規制の廃止)

運賃・料金
認可制 事前届出制

全国一律の規制体系へ

港湾の活性化を促進

